

コロナに負けない！ さやまの事業者応援金

コロナ感染拡大に伴い、売上が減少する市内の小規模事業者等で、事業の継続と雇用の維持を支えるため、下記要件に該当する事業者に「一律10万円」を給付します。

対象事業者

市内で主たる事業を行っている以下の事業者で、前年同月比で売上が20%以上減少している方。

○小規模事業者

- ・ 製造業、建設業、運輸業、農業、その他の業種 従業員 20 人以下
- ・ 小売業、卸売業、サービス業 従業員 5 人以下

○個人事業主

■対象外となる事業者

- ・ 公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体等
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・ 上記に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当ではないと本市が判断する者（会社員の副業等）

申請について

※コロナ感染拡大防止のため、申請はできる限り「郵送申請」または「電子申請」をご利用ください。

①郵送申請 5月18日（月）～8月31日（月）（当日消印有効）

郵送先：〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市役所 新型コロナウイルス感染症対策統括チーム 事業者支援班

②電子申請 5月25日（月）～8月31日（月）

狭山市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関連する情報」をご覧ください。

③窓口申請 6月2日（火）～6月30日（火）

会場：狭山市民会館 展示室

受付日時：火曜日～土曜日 9:00～17:00

事前予約制

※予約を希望される方は、下記「問い合わせ先」までお願いいたします。

7月以降は別会場にて受付を予定しております。

○申請に必要な書類 ※申請書はホームページからダウンロードできます。

- ・ 申請書 また、市役所産業振興課または商工会議所にも置いてあります。
- ・ 口座振込依頼書（振込先がわかる通帳の写しも添付）
- ・ 2019年分の確定申告書の写し
- ・ 売上減少を証明する書類（帳簿の写し等、売上の減少が確認できる書類）
- ・ 個人事業主の場合は本人確認書類（運転免許証や個人番号カードのコピー等）

※2週間以内を目途に振込をさせていただきます。

また、一度給付を受けた方は、再度の給付申請はできません。

問い合わせ先

狭山市役所 新型コロナウイルス感染症対策統括チーム 事業者支援班

（電話番号）04-2953-1111 （受付時間）平日8:30～17:15

裏面の支援制度等もご確認ください

その他の支援制度等に関するご案内

国・県の 給付制度

持続化給付金

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

給付額：中小法人等 200 万円、個人事業者等 100 万円

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

問合せ：持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

IP 電話専用回線 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00

受付日 5月・6月は毎日

7月から12月は土曜日を除く、日曜日から金曜日

申請期間：令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金）

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

対象：県内に本社を有する中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて4月8日（水）から5月6日（祝・水）までの間20日間以上休業していること。

支援額：20万円または30万円（複数の事業所を休業している場合）

問合せ：埼玉県中小企業等支援相談窓口

048-830-8291 又は 0570-000-678（ナビダイヤル）

（平日・休日とも9:00~18:00まで）

申請期間：令和2年5月7日（木）～令和2年6月15日（月）

	名称	対象	問合せ
国・県・市の 事業資金融資制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付	前年比5%以上売上減少 3年間は実質無利子 無担保	日本政策金融公庫 0120-154-505
	セーフティネット 危機関連保証、4号、5号	売上額が一定以上減少していること 3年間は無利子 保証料0%	お近くの金融機関
	狭山市緊急特別資金	前年比3%以上売上減少 保証料全額補助	狭山市商業観光課 狭山商工会議所

○税金などの支払猶予

◇市税などの納付の猶予

- 対象・事業を廃業するか休止した場合
- ・事業に著しい損失を受けた場合
 - ・本人か家族が病気にかかった場合
 - ・災害などにより財産に相当な損失が生じた場合

問合せ 狭山市役所 収税課
04-2953-1111（内線）1075
（平日 8:30~17:15）

◇水道料金・下水道使用料の支払い猶予

対象 収入の減少や失業などにより支払いが困難となった方

問合せ 狭山市上下水道お客様サービスセンター
04-2999-6077（月～土 8:30~18:00）

◇国民年金の保険料の納付の猶予・免除

対象 失業などにより一時的に保険料の納付が困難となった方

問合せ 所沢年金事務所 04-2998-0170
（平日 8:30~17:15）